

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
○ 知事	◎ 市区町村長等	
2. 都道府県名	千葉県	
3. 市区町村名	長柄町	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.nagara.chiba.jp/guide/living/my_number.html">http://www.town.nagara.chiba.jp/guide/living/my_number.html</a>	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	長柄町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年長柄町規則第11号)による子ども医療費の助成に関する事務であつて規則に定めるもの
②番号法別表第1の項 7	
③番号法別表第2の項 9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分	長柄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 長柄町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年長柄町規則第11号)による子ども医療費の助成に関する事務であつて規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第1条	長柄町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年長柄町規則第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的 第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この規則は、子どもを養育している保護者に対し、子どもに係る医療費の全部または一部を助成することにより、子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範	長柄町子ども医療費の助成に関する規則(平成22年長柄町規則第11号)